

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案 新旧対照条文

| | |
|---|---|
| ① 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（附則第二条関係） | 1 |
| ② 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第三条関係） | 2 |
| ③ 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）（附則第四条関係） | 4 |

(附則第二条関係)

○内閣法(昭和二十二年法律第五号) 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>1 (略)</p> <p>2 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第二条第二項の規定の適用については、同項中「十四人」とあるのは「十五人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十八人」とする。</p> <p>3 復興庁が廃止されるまでの間における第二条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第二項中「十四人」とあるのは「十六人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十九人」とする。</p> <p>4 (略)</p> | <p>1 (略)</p> <p>2 復興庁が廃止されるまでの間における第二条第二項の規定の適用については、同項中「十四人」とあるのは「十五人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十八人」とする。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> |

(附則第三条関係)

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>附則 (持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正) 第百五十九条の五 (略) (平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正) 第百五十九条の六 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第二十條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。 3 派遣職員に関する国共済法第百二條の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第 号)第八條第一項に規定する組織委員会(以下「組織委員会」という。)及び国」と、「第九十九條第二項(同条第六項から第八項までの規定</p> | <p>附則 (持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正) 第百五十九条の五 (略) (新設)</p> |

により読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係るものに限る。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

第二十条第四項を削り、同条第五項中「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十条 (略)

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十条 (略)

(附則第四条関係)

○国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第十五条から第二十一条までの規定 平成二十七年十月一日</p> <p>(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)</p> <p>第二十一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。</p> | <p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第十五条から第二十条までの規定 平成二十七年十月一日</p> <p>(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>(新設)</p> |

2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

第二十条第四項中「国が」の下に「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第 号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及

び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）とあるのは「及び同条第五項」と、「同条第五項」とあるのは「(同項)」と、「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。